

## 利用者への権利侵害事案①

### 【事 案】

職員による利用者の預り金着服疑義（約 30 万円）

### 【事案の概要】

障害者支援施設で、40代の男性職員が複数の利用者の小遣いから約30万円余りを着服した疑い。当該職員は、「小遣い帳への記載を間違えた」などと話していたが、その後自主退職。県は当該事業所に報告書の提出を要請するとともに、立ち入り調査を行う。

### 【発生に至ってしまった背景（考察）】

自身で小遣いを管理できない利用者に対しては事業所側が小遣い帳を作成し、支援を行っていたが、領収書のない支出が帳簿に記載されているなど、利用者の小遣いの管理を担当任せにし、組織としての管理体制が不十分であったことは明らかである。この他にも、領収書があったとしても購入した物品等が利用者の物かどうかのチェックがされていない、利用者の現金（通帳）と小遣い帳との突合なども行われていないことなどが推察される。